国近整建一産 福 建第 1 号

〒９１６－００１４
福井県鯖江市
鳥羽町２２－５２

令和 8年 7月29日

（株）清水組

清水　道浩　殿

近畿地方整備局長　齋藤 博之

特定　建設業の許可について(通知)

令和　８年　４月１６日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、福井県知事　に係る許可については、建設業法第１７条において準用する第９条第１項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許　可　番　号　　国土交通大臣　許可（特－　8）第　29980 号

許可の有効期間　　令和　8年　7月 29 日から 令和 13 年　7月 28 日まで

建設業の種類

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロツク工事業
鉄筋工事業
しゆんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
建具工事業
解体工事業
建築工事業
左官工事業
石工事業
管工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
造園工事業
水道施設工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和13年　6月 28日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

国近整建一産 福 建第　　1　号

〒９１６－００１４
福井県鯖江市
鳥羽町２２－５２

令和 8年 7月29日

（株）清水組

清水　道浩　殿

近畿地方整備局長　　齋藤 博之

一般　建設業の許可について(通知)

令和　８年　４月１６日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、福井県知事　に係る許可については、建設業法第９条第１項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

| | |
|---|---|
| 許可番号 | 国土交通大臣　許可（般－　8）第　29980 号 |
| 許可の有効期間 | 令和　8年　7月 29日から 令和 13年　7月 28日まで |
| 建設業の種類 | |
| 機械器具設置工事業 | さく井工事業 |

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和13年　6月 28日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）